



目 次	ページ
告 示	
○ふ化業者の登録 (畜産振興課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (治山林道課)	1
○告示 (漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止) の一部改正 (水産政策課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	1
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	1
○国土調査の成果の認証 (")	1
◎指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任 (建築指導課)	2
○高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務に係る連携協約の締結 (教育委員会事務局新図書館整備課)	2
○高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託 (")	4
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧 (都市計画課)	4

告 示

高知県告示第673号

養鶏振興法 (昭和35年法律第49号) 第7条第1項の規定に基づきふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 登録番号
2017-001号
- 登録年月日
平成29年9月29日
- 名称及び住所
株式会社むらびと本舗

土佐郡大川村朝谷26
4 ふ化場の名称及び所在地
大川村土佐はちきん地鶏孵卵施設
土佐郡大川村朝谷122-4

高知県告示第674号

平成29年9月高知県告示第614号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
名古屋市中区栄一丁目1番4号
 - 氏名
株式会社オリモク
 - 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町 (次の図に示す部分に限る。)
イ 保安林として指定された目的
魚つき
ウ 変更後の指定施業要件
立木の伐採の限度について
 - ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町 (次の図に示す部分に限る。)
イ 保安林として指定された目的
干害の防備
ウ 変更後の指定施業要件
立木の伐採の限度について
 - ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町 (次の図に示す部分に限る。)
イ 保安林として指定された目的
公衆の保健
ウ 変更後の指定施業要件
立木の伐採の限度について
- (「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第675号

平成25年6月高知県告示第430号 (漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止) の一部を次のように改正する。
平成29年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

表高知県佐喜浜町加入区の項中「小型定置漁業及び」を削る。

高知県告示第676号

漁船損害等補償法施行令 (昭和27年政令第68号) 第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 届出事項
 - 発起人の住所及び氏名
香南市
" 松下輝喜
" 山崎強志
" 岡田恒夫
 - 加入区の名称
香南加入区
 - 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高知県漁業協同組合
- 指定漁船調書の縦覧
 - 縦覧期間
平成29年10月13日から同月27日まで
 - 縦覧場所
高知県漁業協同組合吉川支所

高知県告示第677号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から平成29年2月高知県告示第107号 (公共測量の実施の通知) で告示した公共測量が平成29年7月31日に終わった旨の通知があったので、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第678号

香南市夜須町手結山及び夜須町出口の各一部地区、安芸郡安田町小川及び日々入の各一部地区、高岡郡佐川町甲の一部地区並びに幡多郡黒潮町市野々川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
 - 香南市
 - 安田町
 - 佐川町
 - 黒潮町
- 調査を行った地域及び時期

<p>(1) 香南市夜須町手結山及び夜須町出口の各一部 平成22年度から平成25年度まで</p> <p>(2) 安芸郡安田町小川及び日々入の各一部 平成23年度及び平成24年度</p> <p>(3) 高岡郡佐川町甲の一部 平成25年度及び平成26年度</p> <p>(4) 幡多郡黒潮町市野々川の一部 平成25年度及び平成26年度</p> <p>3 成果の名称</p> <p>(1) 香南市地籍図及び地籍簿</p> <p>(2) 安田町地籍図及び地籍簿</p> <p>(3) 佐川町地籍図及び地籍簿</p> <p>(4) 黒潮町地籍図及び地籍簿</p> <p>4 認証年月日 平成29年10月13日</p> <p>高知県告示第679号 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、同項の規定により国土交通大臣が指定した指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の業務を行わせることとしたので、法第77条の35の8第1項の規定により次のとおり告示する。 平成29年10月13日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所 一般財団法人住宅金融普及協会 東京都文京区関口一丁目24番2号</p> <p>2 構造計算適合性判定の業務を行う区域 高知県全域</p> <p>3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地 一般財団法人住宅金融普及協会 東京都文京区関口一丁目24番2号</p> <p>4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務 法第6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定の全部の業務</p> <p>5 構造計算適合性判定の業務の開始年月日 平成29年10月16日</p> <p>高知県告示第680号 高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館の共通業務を連携して処理することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき次のとおり連携協約を締結したので、同条第2項の規定により告示する。 平成29年10月13日 高知県知事 尾崎 正直 高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備</p>	<p>する図書館の共通業務に係る連携協約 高知県（以下「甲」という。）及び高知市（以下「乙」という。）は、高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館（以下「オーテピア高知図書館」という。）において、高知県立図書館と高知市立市民図書館とが行う業務のうち、それぞれの図書館に共通する業務（以下「共通業務」という。）を連携して処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。 （目的） 第1条 この連携協約は、甲及び乙が、高知県立図書館と高知市立市民図書館の共通業務を効率的かつ安定的に実施していくため、役割分担を明確にした上で相互に連携して取り組むことにより、もってオーテピア高知図書館が地域を支える情報拠点として、県民及び高知市民の暮らし及び仕事に役立ち、併せて本県の読書環境及び情報環境の充実及び向上に寄与することを目的とする。 （基本方針） 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、高知県立図書館及び高知市立市民図書館の休館日、開館時間等を始め、図書館の管理運営に関する必要な事項について、方向性及び内容を合わせるとともに、共通業務の実施に当たっては、役割分担を明確にし、相互に連携を図るものとする。 （共通業務の内容及び役割分担） 第3条 共通業務の内容及び役割分担は、別表に定めるとおりとする。 （経費負担） 第4条 前条の役割分担に基づいて甲又は乙が共通業務を実施するために要する経費は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。ただし、共通業務のうち、施設管理等業務については、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき甲と乙が協議して定める事務の委託に関する規約（別表において「事務委託規約」という。）の定めるところによるものとする。 （連絡会議） 第5条 甲及び乙は、この連携協約の推進に係る連絡調整を図るため、定期的に連絡会議を開くものとする。 （協議） 第6条 甲及び乙は、共通業務の遂行について適用される甲及び乙の条例、規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ甲と乙が協議するものとする。 （連携協約の変更及び廃止） 第7条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲と乙が協議して行うものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第3項の規定により、あらかじめ議会の</p>	<p>議決を得るものとする。 （疑義の決定等） 第8条 この連携協約に関し疑義のあるとき又はこの連携協約に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。 （効力の発生） 第9条 この連携協約は、高知県知事及び高知市長がこの連携協約を締結した旨の告示をした日から効力を生ずるものとする。</p>
---	--	---

別表（第3条関係）

共通業務	内容	役割分担	
		甲	乙
事業企画・ 広報業務	新たなサービス・取組の企画、専門機関と連携したイベント等の企画・実施のほか、広報の企画・実施、視察対応、職場体験学習の受入れ等を行う。	甲が主体となって乙と相互に連携しながら実施する。	甲と相互に連携しながら実施する。
調整・管理 ・運営業務	予算、事業、研修計画等の調整、サービス計画を始め事業の進捗管理・評価、図書館協議会の運営等を行う。	甲が主体となって乙と相互に連携しながら実施する。	甲と相互に連携しながら実施する。
システム管理・ 運営業務	図書館情報システム及びホームページの管理及び運営を行う。	甲が主体となって乙と相互に連携しながら実施する。	甲と相互に連携しながら実施する。
窓口等での 直接サービス 業務（課題 解決支援 サービス 業務を除く。）	窓口における図書館資料・情報の貸出し、返却、閲覧、予約、レファレンスサービス等のほか、企画展示、イベント、出前図書館等を実施する。	乙と相互に連携しながら実施する。ただし、県内の子ども読書活動支援については、甲が主体となって乙と連携しながら実施する。	乙が主体となって甲と相互に連携しながら実施する。ただし、県内の子ども読書活動支援については、甲と連携しながら実施する。
課題解決 支援サービス 業務	専用カウンターでの資料及び情報の提供並びに専門機関の紹介のほか、専門機関と連携した相談会、企画展示等（この表において「窓口業務等」という。）を開催する。 また、窓口で即時に対応できない調査、照会等への対応及びアウトリーチを行う専任司書による専門機関との関係づくりのほか、専門機関と連携したセミナー等の企画、広報等（この表において「窓口以外業務等」という。）を行う。	乙と相互に連携しながら実施する。ただし、窓口以外業務等については、甲が主体となって乙と連携しながら実施する。	甲と相互に連携しながら実施する。ただし、窓口業務等については、乙が主体となって甲と連携しながら実施する。
施設管理等	施設管理等業務については、事務委託規約の定めるところによる。		

業務

高知県告示第681号

高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館のうち高知県立図書館に係る事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき次の規約により委託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

平成29年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県と高知市との間の高知県立図書館に係る事務の委託に関する規約

（図書館の事務の委託）

第1条 高知県（以下「甲」という。）は、高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館（以下「オーテピア高知図書館」という。）のうち高知県立図書館（オーテピア高知図書館における高知県の持分をいう。）に係る次に掲げる事務の管理及び執行を高知市（以下「乙」という。）に委託する。

- （1）施設及び設備の管理に関する事務
- （2）研修室、集会室、ホール及び駐車場の使用の許可及び使用料の徴収（減免及び還付を含む。）に関する事務
- （3）行政財産の目的外使用に関する事務
- （4）専門性を要しない図書館業務に関する事務

（管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例、規則等（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び負担方法については、甲乙協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を甲に送付しなければならない。

（予算の経理）

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（使用料収入）

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料の収入は、全て乙の収入とする。

（決算の場合の措置）

第6条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

（連絡会議）

第7条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、甲の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

（条例等の改正等）

第8条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとし、当該条例等が制定又は改廃された場合は、直ちに甲に通知するものとする。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表するものとする。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、高知県知事及び高知市長がこの規約による事務の委託に係る地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項に規定する告示をした日から施行する。

（条例等の公表）

2 甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及び乙の条例等を公表するものとする。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により土佐市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成29年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
土佐都市計画公園（2・2・5号宇佐市民公園）
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び土佐市役所